



2022年10月24日

各 位

会社名 株式会社 A V A N T I A
代表者名 代表取締役社長 沢田 康成
(コード番号8904 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 取締役管理本部長 樋口 昭二
(電話番号 052-859-0034)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」について、2022年11月29日開催予定の第33回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- 現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- 上記の新設及び削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第17条 (条文省略) 第3章 株主総会 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第1条～第17条 (現行どおり) 第3章 株主総会 (削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第19条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第19条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>②本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2022年11月29日(火)
定款変更の効力発生日	2022年11月29日(火)

以 上